

**第2部 分権型計画経済構想の形成 1956-75 第8章
経済管理の改善（経済委員会総括提案「政府経済綱
領のために」：第3章）**

著者	経済委員会
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	翻訳シリーズ
シリーズ番号	32
雑誌名	計画から市場へ：ハンガリー経済改革思想史： 1954-1988
ページ	172-180
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015299

第8章

経済管理の改善

(経済委員会総括提案「政府経済綱領のために」：第3章)

経済委員会
(Közgazdasági Bizottság)

A Közgazdasági Bizottság összefoglaló javaslata a kormány gazdasági programnyilatkozatához.

3. fejezet: A gazdasági irányítás tökéletesítése

1957年6月1日

はじめに

- I 中央管理的社会主義計画経済の道
- II 中央管理と企業自立性
- III 価格・賃金システム
- IV 点検

はじめに

社会主義建設中のわが国民経済における経済政策目標は、年度国民経済計画および長期国民経済計画の中に体现されている。これらの計画は、各時点の経済情勢に関する実践的分析、わが国の諸条件における客観的経済諸法則の認識、これら法則の正しい適用に立脚している。社会主義計画経済においても、民主集中制のレーニンの原則が貫かれなければならない。これは、経

済に関連して言えば、以下のことを意味する。すなわち、計画は広範な勤労者諸階層の創意、発言、批判に立脚しつつ民主的に作成されなければならないが、ひとたび国家権力の最高機関によって承認されたあとは、集権的に、つまり厳格な中央管理の下で遂行しなければならないということである。さらに、中央管理を現場のイニシアティブと調和させなければならないこと、中央指令とならび現場イニシアティブにも十分な実現の可能性を与えるべきであることを意味している。

ソ連や人民民主主義諸国で（したがってわが国でも）進行中の論争、提案、部分的には諸措置は社会主義計画経済のこうした本質にふれるものではなく、この点に論争の余地はない。しかし計画遂行に奉仕する中央管理をいかにすれば効率化できるかについては、考察が可能であり必要でもある。

政府は、社会主義国および社会主義建設中の諸国におけるこうした方向での経験、諸制度、諸措置を過去におけると同様今後ともたえずフォローし、そこから引き出された諸結論を広く活用するであろう。しかしこのことは、いかなる外国の事例をも機械的に真似ることを意味しない。政府は、企業、地方諸機関、地方評議会の自主的創意をより広範に発揮させる組織諸形態に特別な関心を向けたい。これは、各分野の任務設定とその遂行に際し各現場の特殊性を考慮するためにも必要である。

I 中央管理的社会主義計画経済の道

われわれは、中央管理的社会主義計画経済の道に確固としてとどまりつつ、わが国の経済管理を一層柔軟にする手段と方法を求めている。むろんあくまでそれは、これらの手段・方法を一層効果的で中央計画の実現によりよく応える手段に変えるためである。

これまでのわが国の経済管理は、計画を遂行するため、直接的指令と間接的影響力行使手段をともに利用した。だが問題は、それが前者つまり中央か

ら下達される命令、指令、禁止、オペレーショナルな具体的措置に偏る一方、間接的影響力行使手段が軽視されししかもしばしば不適切な方向に運用されていた点にあった。こうした事態は、たとえば企業に対し何をどれだけ生産すべきかについてこまごました直接的指令を下達し、プレミアム体系によって、品質、品目構成、資材節約、原価削減等の重要な諸要件を無視してでもトン表示もしくはフォリント額表示での計画遂行を図ろうとする行動を促進した際に発生した。

したがって政府は、計画経済秩序を維持しつつ、物質的利害を通じ国営企業と企業勤労者の活動に間接的に作用する諸手段を構築したいと考える。これらの手段は、国民経済的利益に応えた行動を無条件に促進するよう考案される。直接的指令は、一定の分野でつねに必要とされるだろう。しかし間接的影響力行使手段を正しく意識的に適用することにより、直接的指令の相当部分が不要化するはずである。これにより経済管理が簡素化され見通しよくなるほか、国営企業も、従来以上に自立的かつ効率的に、また国民経済的諸利益に一層応える形で国民経済計画による彼らの諸任務を果たすようになるだろう。

もちろん政府が計画している経済管理改善は、漸進的にのみ実現されうる。この方向での最初の重要なステップは、来年中旬に（新しい生産者価格体系の施行によりその必要条件が整えられたとき）実施されるだろう。したがって、新しいシステムを徹底的かつ詳細に準備するための時間は十分ある。

II 中央管理と企業自立性

今後の経済管理は、従来と同程度に詳細な国民経済計画に立脚するだろう。政府は、1958～60年を対象とする3カ年展望計画の作成を国会に提案する予定である。おそらく1961年以降5カ年計画体制に復帰するのが妥当であろう。1958～60年計画の計算作業は目下進行中である。この計画の下で政府は、既

述の諸要請（(1)国民経済的均衡を回復し強化すること、(2)工業、農業、商業、運輸を妥当なテンポと方向で拡大すること、(3)生活水準を所与の諸条件の下で可能なかぎり向上させること、(4)実績にもとづきつつもこれまで以上に家族扶養の諸必要を考慮した消費ファンドを勤労者に保障すること）を実現したいと考えている。

今後とも国民経済展望計画をもとに年度計画が作成される。年度計画の実現に責任を負うのは管理機関（みずからの権限の枠内で）である。しかし個々の計画課題が企業ごとに分割されるのは、例外にとどまる。管理機関は、自己に課せられた計画諸課題の遂行を間接的管理諸手段によって相当程度確保する。それゆえ計画は、計画遂行のため企業が採用すべき手段と方法についても、決定を行うべきである。

企業は、今後とも年度計画を（大規模企業の場合は展望計画も）作成する義務を負う。例外的ケースを除き、管理機関は、企業計画を詳細にどう作成すべきかについて企業に指令を発しない。ただし管理機関は、国民経済計画の詳細とその他のデータをしかるべき時期に企業に伝える。企業は、これらのデータをもとに、自己の利益に沿い国民経済的利益とも調和する企業計画を作成できるだろう。一方企業も、同じく情報伝達として企業計画を管理機関に送付する。管理機関は、これらの企業計画にもとづき、自己が担当する国民経済計画部分の遂行のため何をなすべきか判断できるだろう。

むろん企業プランニングと企業活動のこうした自立性拡大は、中央管理の放棄や弛緩を意味しない。たとえば投資の場合、企業が提案を出すことはできるが、これらを判定すること（およびそもそも投資諸課題を決定すること）はすべて中央でなされるだろう。これなしには、正しい方向でのあらゆる点でつり合いのとれた国民経済の発展を実現することはできない。同様に、十分な資材確保がなされていない分野・段階では、それが確保されるまで厳格に集団化された資材補給制が必要とされる。資材給付証は、特定の資材給付を特定の生産課題とリンクさせることにより、生産管理にも利用できる。価格の規制も、厳格な中央管理を必要としている。

だが政府は、こうした諸規制を維持しつつも企業の経済的自立性、裁量の

自由を大幅に拡大したいと考えており、企業自立性を新しい経済管理のひとつの基本原則とみなしている。一方企業がこの自由を国民経済的利益に応えつつ使うよう指導するため、政府は、計画的管理の効率の諸方法、とりわけ企業活動の改善に対する企業の全勤労者の物質的関心を高める方法を活用する。物質的関心の基礎となるのは、企業利潤の新しい分配制度である。国営企業の全勤労者は、今年度以降、通常の給与に加え企業利潤からの分配にもあずかる。この利潤分配制度は、来年度以降さらに効率的になる。利潤分配が勤労者たちをより良い（国民経済的にもより有益な）労働にかり立てるには、企業業績（利潤か欠損か）が企業労働者集団の仕事ぶりを真に正しく反映する必要があるが、そのための前提諸条件が1958年に予定されている工業生産者価格改定によって初めて作り出されるからである。

来年度以降政府は、企業利潤を以下のように配分したいと考える。まず企業は利潤の一定割合を企業予備の形成にふり向ける。その一部は、技術革新のための少額支出に使用することもできる。ついで従業員数およびその給与額に応じる一定割合が企業社会福祉ファンドに向けられる（企業長ファンドは廃止）。これらを控除したあとに残る利潤の一部は、国家財政に納入される。その割合は、上記諸控除後の利潤額が企業従業員の賃金・給与総額に対しどのような比率を示すかに応じ累進的に上昇する。相対的に大きな利潤からはより大きな割合が吸い上げられる。財政納入部分を控除したあとの利潤は、経常的給与額に応じ企業従業員に分配されなければならない。ただし利潤形成に大きく貢献した勤労者には、給与に比例する利潤分配額よりもいく分多くの金額が支払われるべきである。

こうすることにより、勤労者たちは企業の収益率向上、企業利潤の拡大に直接的利害関係を有するようになる。したがって経済管理のためのその他の直接的・間接的諸手段を作成するにあたって、収益性要件と国民経済的利益に応えた企業の収益率がそれによって有利になるよう十分留意しなければならない。

上記の目的は、新しい利潤分配制度と同時に、これまでのような企業にとつ

て無償の固定・流動手段利用を廃止し、固定手段に対して使用料、流動手段に対して比較的高率の利子を払わせる固定・流動手段供給システムを採用することにより実現可能である。つまりこれらは、その性格において計画的利潤吸上げチャンネルの多様化ということができるとは、取引税に部分的にとつて代わるだろう。この制度変更は、保有する固定・流動手段を一層節約し、生産設備の能力を最大限に活用し、流動手段の必要量を最小限に圧縮するよう企業に強いるはずである。企業が企業自身および国民経済にとつてもっとも経済的なやり方を選択すること（つまり、各時点の要請に一層柔軟に対応すること）をこれまでしばしば妨げてきた硬直的な規則も、これで消滅するだろう。

むろん新しい種類のより柔軟な流動ファンド供給方式が、銀行システムの責任を高めるのは当然である。今後銀行は、企業における流動手段の利用が国民経済的利益に沿った経済性、収益性、決済の諸要件を十分満たしているか、たえず審査しなければならないだろう。

政府は、減価償却分の利用についても、企業に対しより大きな自由を保障する。今後減価償却は三つに区分される。ひとつは企業留保分であり、企業はこれを修繕や更新に使用することができる。いまひとつは、管理機関用の部分である。これは、当該工業部門内部で再分配され、修繕や更新に利用される。第3のより小さな部分は、中央機関の決定にもとづき国民経済全体の枠内で再分配されるだろう。

III 価格・賃金システム

これまでのわが国の価格システムは、社会主義計画経済においてそれが果たしたはずの諸機能を、十分果たしてこなかった。なぜなら多くの場合それらは生産コストから乖離し、生産の経済性判定を困難にしていたからである。また世界市場価格との現実的比較が不可能なため、合理的貿易活動に必

要な経済計算が妨げられていたからである。最後に、需給均衡のたえざる維持という価格の役割も、多くの品目において果たされていなかった。わが国の価格システムが有するこれらの欠陥は、過去数年間に実施された具体的な価格政策措置によっても除去されなかった。むしろこれらの部分的措置により、わが国の価格体系はますます複雑化した。しかも構造面での誤りは、依然作用し続けている。

経済管理の基礎となる経済性計算の正確さ、利潤分配制の物質的刺激力は、生産者価格の相互比率が生産の企業的・社会的費用を正しく反映するよう求めている。生産物の価格は、需給の均衡確保やその他多くの経済政策的目標にも応えなければならない。

農業生産者価格に対して政府は、国家買上げ価格を適切な水準に維持することで影響力を行使する。1957/58経済年度の買上げ価格設定にあたっては、農民に収益性を保障するとともに、農産物相互間の価格比率が今後の農業生産を経済政策目標に応える方向で発展させるよう考慮するだろう。政府が計画している買上げ価格を義務供出や取引規制なしにでも維持するため、最重要農産物については政府がしかるべき量の国家在庫を保持する。これらの在庫は、国営農場の生産物、農民に有利な予約買付け、部分的に輸入、穀物の場合の現物製粉料や脱穀機現物収入、4ホルド以上経営からの現物土地税によって確保される。

生産の安全、農産物価格、農民所得を安定ならしめるため、政府は、多年間固定平均価格制度を採用したいと考える。この制度は、各年に適用される実際の価格が、各年の作柄に応じ設定平均価格を軸に変動するものである。それは、不作年には価格を引き上げ、豊作年には価格暴落を防ぐだろう。各農産物の価格を作柄に応じこのように変動させることにより、農民の所得は安定し、生産者は天候による作柄変動の被害から守られるはずである。

1958年に実施される新しい工業生産者価格体系も、工業製品価格の行政的決定もしくは行政的承認をおおむね維持するだろう。しかしいくつかの品目については、その上限のみを設定し企業間の競争に余地を残すだろう。

遠い将来においては、十分な供給が実現された工業製品に対する価格の自由化も考えられる。それは、それら製品の生産が各時点の需給関係にもとづき価格変動を通じ規制されうるようにするためである。ただし強調すべきは、いかなる遠い将来においてであれ、価格の自由化は生産と住民供給にとってさほど重要でない製品についてのみ実施されるということである。基本的食料品、最重要原材料、規格工業品、最重要サービスの価格は、つねに固定的に（上限もしくは下限）決定されなければならない。住民の生活水準に大きく影響するその他の消費財、唯一の企業で生産されている品目、不足商品等の価格については、上限設定が必要である。

賃金システムの形成にあたっては、消費フォンドの増大に応じた長期的生活水準の向上を実現するとともに、勤労者間における——労働実績に応じつつ家族扶養の必要にも応えた——消費フォンドの正しい配分を保障しなければならない。当初の間は、消費フォンドの増加分を、賃金システム内に存在する不均衡を漸次除去するために利用すべきである。この期間中は、經常的賃金に対する利潤分配の比率は低目に抑制されるだろう。

それが合理的な分野では出来高賃金制度を採用すべきである。ただしこの賃金制度の枠内では、単純な工賃制を縮小しその他の出来高賃金形態を拡大すべきである。

賃金への現行の追加給付分は、可能なかぎり經常的賃金に組み替えるか、もしくは家族扶養の必要に応える——現在よりはるかに多額の——家族手当に転換すべきである。

IV 点 検

直接的指令の量的削減と並行し、企業活動に対する包括的な点検と報告のシステムを改善すべきである。企業活動が国民経済的利益に反したときには、管理機関がそこに介入できなければならない。従来の行政的で、しばしば形

骸化した点検制度の一部は、銀行型点検に置きかえるべきである。銀行は、融資を通じたえず企業活動と経済・財務状況を監視し、何か気がついた点があればそれを管理機関にも通知しなければならない。官僚主義的な点検任務は、こうすることにより減少するはずである。